

65 岩ヶ崎接種結核事件に関する

GHQ文書について

渡部 幹 夫

占領期の日本の医療福祉行政を回想した、C・F・サムスの「DDT革命(竹前栄治編訳)」の中に、予防接種後に多数の児童が急性結核を発症し、それが政治的謀略であつたとの記載がある。サムスの回想では、BCG接種によつて免疫になつたはずの多くの児童が急性結核を発症し、ストレプトマイシンの治療により改善した事件について、人型結核菌の接種が原因であり、それは政治的謀略であつたとのべている。訳者はこれを、昭和二十四年宮城県岩ヶ崎町にて百日咳予防接種を受けた乳幼児の六十二名に発生した接種結核事件として、政治的謀略と考えられる資料はないことと、昭和二十七年被害者側から国家賠償法による損害賠償請求訴訟が提訴されたが、和解により解決したとしてゐる。この事件について、日

本の資料と国会図書館にて公開されているGHQ文書を検証した。

宮城県衛生部「宮城県岩ヶ崎町における百日咳予防ワクチン注射事故の概要」は昭和二十三年十一月の百日咳ワクチン接種乳幼児二百七名の中の多数に翌年一月注射局所と腋窩リンパ腺の腫脹が見られ、細菌学的検査により抗酸性菌を確認、ツベルクリン検査にて六十四名の陽性を発見して、ストレプトマイシンによる治療を行つたが一名の死亡があつたとしている。

東北大学抗酸菌病研究所は「乳幼児接種結核症」として詳細に報告している。ストレプトマイシン治療の経過を含む臨床的細菌学的記録が詳細になされている。事故の原因探求と考察において、かなりの量の中等度毒力人型菌が注射されたと考えられるが、侵入機転の決定が出なかつたとしている。

当時の新聞の報道は、結核を発症した乳児を抱える家庭の経済的困窮を報道しており、生活保護法による生活扶助と医療扶助の支出の記録が残っている。原告六十五名により東京地裁に提訴された訴訟番号二七(ワ)三七

六「町長、保健所長の百日咳予防接種上の違法による損害の賠償請求」は昭和三十二年二月訴訟の取り下げがされ、裁判の記録は残されていない。

同事件について、国立国会図書館日本占領関係文書GHQ/SCAPの公衆衛生文書にTuberculosis-Iwagasakiとして一九四九年四月から翌年二月までの百三十頁をこえる記録が残る。百日咳ワクチンの予防接種時の状況、接種部位の化膿創の多発にはじまる事件の七回にわたる調査の記録、特別調査委員会の記録、National Institute of Health Tokyoにおける細菌学的検査結果報告などを含む。抗酸菌病研究所によるストレプトマイシンによる詳細な治療の記録が最も多い。調査の早期に使用前後のワクチンバイアルが回収されてNational Preventive Medicine Instituteに搬入された。その中の一本の沈渣塗沫鏡検により抗酸性菌が発見された。事故の原因は①ワクチンの製造過程における汚染、②接種時の汚染、③故意による汚染の可能性が考えられたが結論は得られていない。GHQ文書は、予防接種担当医師が結核患者であったという新聞記事を収録している。GH

Q文書には、サムスの回想についての根拠となるものはない。

接種担当医師と看護婦がともに開放性結核患者であったことを原因として、接種時の過誤による予防接種事故例としている成書もあるが、このような大規模な接種結核事故が、それを原因として発生したのか疑問である。

予防接種事故は昭和四十五年前後に続発し大きな社会問題となった。昭和二十七年、国家賠償法による訴訟が提訴され、和解や結審せず取り下げられていることは予防接種事故に対し行政施策が遅れた理由のひとつと考えられる。占領下に、公衆衛生施策としての予防接種による大事故が、当時の衛生行政担当者、臨床医学界、GHQによりどのように捉えられ、対処されたかを考察して報告する。

(順天堂医療短期大学)